

令和7年第4回羽幌町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和7年3月27日（木曜日） 午後 1時30分開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 議案第48号 羽幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

第 5 議案第49号 令和6年災第50号二股沢川災害復旧工事請負契約について

第 6 議案第50号 令和6年災第53号二股沢川災害復旧工事請負契約について

第 7 議案第51号 令和6年災第55号二股沢川災害復旧工事請負契約について

第 8 議案第52号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算（第16号）

○出席議員（11名）

1番 佐藤 満 君	2番 金 木 直 文 君
3番 阿 部 和 也 君	4番 逢 坂 照 雄 君
5番 村 上 雄 也 君	6番 小 寺 光 一 君
7番 磯 野 直 君	8番 舟 見 俊 明 君
9番 工 藤 正 幸 君	10番 平 山 美知子 君
11番 村 田 定 人 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	森 淳 君
副 町 長	三 浦 義 之 君
教 育 長	濱 野 孝 君
監 査 委 員	熊 木 良 美 君
総 務 課 長	伊 藤 雅 紀 君
地域振興課長	飯 作 昌 巳 君
財 務 課 長	清 水 聡 志 君
財 務 課 主 幹	門 間 憲 一 君
財務課税務係長	近 藤 優 樹 君
建 設 課 長	酒 井 峰 高 君
建設課主任技師	笹 浪 満 君

農林水産課長 敦賀哲也君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	渡辺博樹君
総務係長	嶋元貴史君
書 記	逢坂信吾君
書 記	佐藤諒輔君

◎開会の宣告

○議長（村田定人君） ただいまから令和7年第4回羽幌町議会臨時会を開会します。

（午後 1時30分）

◎町長挨拶

○議長（村田定人君） 町長から議会招集挨拶の申出がありますので、これを許します。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 令和7年第4回羽幌町議会臨時会の招集に当たりまして、議員の皆様には、年度末の何かとご多忙のところ、また先日の定例会に続きご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、本臨時会に提案しております案件は議案として条例案1件、工事請負契約の締結3件、補正予算案1件の計5件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（村田定人君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村田定人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

10番 平 山 美知子 君 1番 佐 藤 満 君
を指名します。

◎会期の決定

○議長（村田定人君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（村田定人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願

います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第48号

○議長（村田定人君） 日程第4、議案第48号 羽幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財務課長、清水聡志君。

○財務課長（清水聡志君） ただいま上程されました議案第48号 羽幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和7年3月27日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第32号）が令和7年2月7日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、羽幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する必要性が生じたため、改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例。

以下、条文の改正内容であります。別途お配りしております議案第48号説明資料に基づきまして説明をさせていただきます。新旧対照表と併せてご確認ください。

初めに、第1条関係、国民健康保険税条例の一部改正に係る部分からご説明いたします。1番、課税限度額の見直しであります。保険税負担の公平性の確保等を図る観点から適宜課税限度額の見直しを行っております。今回の改正は基礎賦課額に係る賦課限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を24万円から26万円にそれぞれ引き上げるものであり、改正により賦課限度額は現行の106万円から109万円に引き上げられることになります。

次に、2番、軽減判定所得の基準額の見直しであります。国民健康保険税においては低所得者に対する保険税の軽減対策として所得に応じて均等割額や世帯別平等割額を7割、5割、2割軽減しております。これら軽減の基準額については消費者物価の伸び等を考慮して見直すこととされており、今回の改正は軽減判定所得を拡充するものであります。7割軽減は変更ありませんが、5割軽減と2割軽減の被保険者数に乘じる金額の改正で、5割軽減は29万5,000円を30万5,000円とし、2割軽減は54万5,000円を56万円とするものであります。

続いて、第2条関係、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正に係る部分についてご説明いたします。課税限度額及び軽減判定所得の基礎額の見直しに伴い、令和

4年12月定例会におきまして国民健康保険税条例の一部を改正し、段階的に税額及び税率を変更することとしておりますが、今回課税限度額及び軽減判定所得の基準額の見直しが行われたことから、この点につきましても改正するものであります。

最後に、附則であります。施行期日は改正政令と同日の令和7年4月1日とするものであります。

適用区分につきましては、令和7年度以降の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるとしております。

以上、ただいまの説明をもちまして改正文及び附則の朗読は省略させていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君）　これから議案第48号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第48号　羽幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号

○議長（村田定人君）　日程第5、議案第49号　令和6年災第50号二股沢川災害復旧工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、酒井峰高君。

○建設課長（酒井峰高君）　ただいま上程されました議案第49号　令和6年災第50号二股沢川災害復旧工事請負契約について、提案理由と内容を説明いたします。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結する。

令和7年3月27日提出、羽幌町長。

契約の内容について申し上げます。契約の目的は、令和6年災第50号二股沢川災害復旧工事。

契約の方法は、指名競争入札。

契約金額は5,445万円、うち消費税額495万円を含むものでございます。

契約の相手方は、留萌市開運町2丁目1番1号、萌州建設株式会社代表取締役、畑中修

平であります。

提案の理由でありますが、本工事契約の予定価格が5,000万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、ご決定賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第49号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 令和6年災第50号二股沢川災害復旧工事請負契約については原案のとおり可決されました。

◎議案第50号

○議長（村田定人君） 日程第6、議案第50号 令和6年災第53号二股沢川災害復旧工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、酒井峰高君。

○建設課長（酒井峰高君） ただいま上程されました議案第50号 令和6年災第53号二股沢川災害復旧工事請負契約について、提案理由と内容を説明いたします。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結する。

令和7年3月27日提出、羽幌町長。

契約の内容について申し上げます。契約の目的は、令和6年災第53号二股沢川災害復旧工事。

契約の方法は、指名競争入札。

契約金額は5,412万円、うち消費税額492万円を含むものでございます。

契約の相手方は、苫前郡羽幌町南7条3丁目、有限会社石川土木工業代表取締役、岡部克寛であります。

提案の理由でありますが、本工事契約の予定価格が5,000万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、ご決定賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村田定人君）　これから議案第５０号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで討論を終わります。

これから議案第５０号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５０号　令和６年災第５３号二股沢川災害復旧工事請負契約については原案のとおり可決されました。

◎議案第５１号

○議長（村田定人君）　日程第７、議案第５１号　令和６年災第５５号二股沢川災害復旧工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、酒井峰高君。

○建設課長（酒井峰高君）　ただいま上程されました議案第５１号　令和６年災第５５号二股沢川災害復旧工事請負契約について、提案理由と内容を説明いたします。

地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、次のとおり契約を締結する。

令和７年３月２７日提出、羽幌町長。

契約の内容について申し上げます。契約の目的は、令和６年災第５５号二股沢川災害復旧工事。

契約の方法は、指名競争入札。

契約金額は６，８６４万円、うち消費税額６２４万円を含むものでございます。

契約の相手方は、苫前郡羽幌町南大通５丁目、株式会社北一組代表取締役、忠津章であります。

提案の理由であります。本工事契約の予定価格が５，０００万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、ご決定賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村田定人君）　これから議案第５１号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 令和6年災第55号二股沢川災害復旧工事請負契約については原案のとおり可決されました。

◎議案第52号

○議長（村田定人君） 日程第8、議案第52号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算（第16号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） ただいま提案となりました一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、昨年8月の豪雨災害について本年3月7日、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき激甚災害として閣議決定され、国庫補助金のかさ上げ及び道補助金の変更により財源更正をするものであります。

内訳といたしましては、11款災害復旧費、農業施設災害復旧事業に係る道支出金において2,064万円の減額及び歳入科目を更正するものであります。なお、令和7年度分を含めた道支出金の総額では増額となる見込みであります。

同じく土木施設災害復旧事業に係る国庫支出金においては、8,069万8,000円増額するものであります。

以上の補助金変更により災害復旧整備事業債を2,220万円、調整財源であります財政調整基金繰入金を3,785万8,000円、それぞれ減額するものであります。なお、予算の総額は歳入歳出それぞれ79億6,231万7,000円に変更ございません。

以上が補正いたします予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君） お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第52号について歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算（第16号）は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（村田定人君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、令和7年第4回羽幌町議会臨時会を閉会します。

（午後 1時48分）